

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
とさせていただきます)

目次

- ◇規則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇訓令 鳥取県電報発信者符号の一部を改正する訓令
- ◇告示 生活保護法による医療機関の指定
生活保護法施行規則による指定医療機関からの届出
水産振興資金の融通要綱の一部改正
交通整理用自動信号機の設置場所
- ◇公安告示 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 暫定手当に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則
- ◇公告 理容師及び美容師試験の実施
宅地建物取引主任者資格試験の実施
- ◇正誤 昭和四十年四月一日付け鳥取県条例第二十四号中訂正

規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年四月十三日

鳥取県規則第二十二号

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

法第二条第二項 第二号から第五号までに掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項 第二号から第五号までに掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項 第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が知事が特に指定する者に貸し付ける場合
年一分	年一分	年一分
年一分	年一分	年一分
年一分	年一分	年一分
年三分	年三分	年三分
年三分五厘	年三分五厘	年三分
年一分	年一分	年三分

附則

改める。
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年度分の利子補給金から適用する。

訓令

鳥取県訓令第四号

鳥取県電報発信者符号の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十年四月十三日

鳥取県電報発信者符号(昭和三十九年十一月鳥取県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

鳥取県電報発信者符号の一部を改正する訓令

鳥取県知事 石 破 二 朗

一の項のおの部(商工労働部)中

オア	商工課長
オイ	商工課
オウ	地下資源開発局長
オエ	地下資源開発局

を

オア	商工指導課長
オイ	商工指導課
オウ	工業開発課長
オエ	工業開発課

に改める。

二の項のこ・さの部(厚生部関係)中

サタ	准看護学院長
サチ	准看護学院

を

サタ	削除
サチ	削除

に改め、同項のす・せ・その部(農林部関係)中

セシ	農業講習所長
セス	農業講習所

を

セシ	削除
セス	削除

に、

ソソ	八頭蚕業指導所長
ソタ	八頭蚕業指導所
ソチ	東伯蚕業指導所長
ソツ	東伯蚕業指導所
ソテ	西伯蚕業指導所長
ソト	西伯蚕業指導所
ソナ	日野蚕業指導所長
ソニ	日野蚕業指導所

を

ソソ	削除
ソタ	削除
ソチ	倉吉蚕業指導所長
ソツ	倉吉蚕業指導所
ソテ	米子蚕業指導所長
ソト	米子蚕業指導所
ソナ	削除
ソニ	削除

に改める。

三の項のちの部中

チエ	陸運事務所
----	-------

を

チエ	陸運事務所
チオ	鳥取社会保険事務所長
チカ	鳥取社会保険事務所

に改める。

附則
この訓令は、昭和四十年四月十五日から施行する。

告示

鳥取県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づ

指定年月日	名	称	所	在	地	診療科	名	開設者	名
昭和四十年一月十日	船木齒科医院	東伯郡東伯町大字徳				齒科		船木 享	
三月九日	有限会社 大村薬局	鳥取市片原三丁目三四				藥局		代表取締役 大村 良造	
三月十日	だるま薬局	東町三丁目一八五						杉野 静子	
三月二十九日	三好内科	米子市道笑町二丁目一〇一				内科、小児科		三好三七夫	
四月一日	森脇耳鼻いんこう科	倉吉市越殿町一四五〇番地の三				耳鼻いんこう科、気管食道科		森脇 良省	
三月五日	林原外科医院	東伯郡赤碕町赤碕一〇九二番地				外科、胃腸科、皮膚科、こう門科、整形外科、放射線科		林原不二夫	

鳥取県告示第七十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり届出があつたので、同規

き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名	称	所	在	地	診療科名	変更、再開又は廃止の理由	変更、再開又は廃止年月日
大村薬局		鳥取市片原三丁目三四			藥局	名称変更のため廃止	昭和三十九年十二月三十一日
今田齒科医院		吉方二七〇			齒科	伊藤齒科医院を今田齒科医院と改名	昭和四十年一月一日
鳥取市国民健康保険神戸診療所		中砂見三七〇番地の一			内科	再開	三月一日

鳥取県告示第七十四号

水産振興資金の融通要綱(昭和三十七年五月鳥取県告示第二百九十五号)の一部を次のように改正し、昭和四十年四月一日から適用する。

昭和四十年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

附則第四項の次に次の一項を加える。

5 昭和四十年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの期間においては、漁業用機器資金(サイドホーラーの購入)の融資に限り、まき網漁業者を第二条に規定する漁業者等とみなす。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第四条第一項の規定に基づき、交通整理用自動信号機の設置場所を次のように定める。

昭和四十年四月十三日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

設置場所

一級国道二十九号線と一級国道五十三号線の結合点である鳥取市東町一丁目二二〇番地地先交差点(鳥取県庁前交差点)

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年四月十三日

鳥取県人事委員会規則第十六号

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第九条第四号を次のように改める。

四 前三号の規定によることができない場合においては、あらかじめ人事

委員会の承認を得て定める給料月額

第十条の第二項第二号中「自己の非違により」を削る。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(昭和四十年二月改正条例第二条の規定の施行に伴う給料月額の決定等の特例)

第二十八条 職員を昇任させ、昇格させ、又は降任させた場合において、

第八条の四第一項第一号から第四号まで又は第八条の五第一項の規定に

よる号給又は当該号給に係る第二十一条の規定による期間(以下本条に

おいて「号給等」という。)が昭和四十年二月改正条例第二条の規定の

施行の日の前日における給料表が適用されているものとした場合におけ

る号給等(以下本項において「仮定号給等」という。)と異なるときは、

仮定号給等をもつてその者の号給等とする。

2 職員を昇任させ、又は昇格させた場合における第八条の四第一項第五

号の規定の適用については、当分の間、同号中「昇任又は昇格直前の給

料月額が、昇任又は昇格した職務の等級における最高の号給の一号給下

位の号給の額をこえるとき」とあるのは、「昇任又は昇格直前の給料月

額が、昇任又は昇格した職務の等級における最高の号給の一号給下位の号給の額をこえるとき（昭和四十年二月改正条例第二条の規定の施行の日の前日における給料表が適用されているものとした場合に、昇任又は昇格した日の前日に受ける給料月額が、昇任又は昇格した職務の等級における最高の号給の一号給下位の号給の額をこえることとなる）ときを含む。）とする。

3 第一項の規定による号給等の決定は、それぞれ第八条の四第一項、第八条の五第一項又は第二十一条の規定による決定とみなす。

別表第四の一の表中

一八、一〇〇円	一八、五八〇円
一五、六〇〇円	一六、〇〇〇円
一四、一〇〇円	一四、四四〇円
一三、六〇〇円	一三、九三〇円

に改め、

同表の二の表中

一九、一〇〇円	一九、六一〇円
一八、一〇〇円	一八、五八〇円

に改める。

別表第五の表中

一八、一〇〇円	一八、五八〇円
一六、四〇〇円	一六、八三〇円
一五、四〇〇円	一五、七九〇円

に改める。

別表第六及び別表第七を次のように改める。

別表第六

教育職給料表(初任給基準表)

学歴免許	初任給	備考
大学院博士課程修了	三一、四九〇円	講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母に採用された場合は、一九、八一〇円とする。
大学院修士課程修了	二四、一五〇円	
大学卒	二〇、七一〇円	
短大卒	一六、七二〇円	
高校卒	一四、八六〇円	

注 教育職員免許法附則第十項に規定する高等学校教諭二級普通免許状を所有する者については、初任給欄に掲げる額を一九、二八〇円とする。

別表第七

教育職給料表(初任給基準表)

学歴免許	初任給	備考
大学院博士課程修了	三〇、七六〇円	講師、助教諭及び養護助教諭に採用された場合は、一九、八一〇円とする。
大学院修士課程修了	二三、八三〇円	
大学卒	二〇、七一〇円	
短大卒	一六、七二〇円	
高校卒	一四、八六〇円	

別表第八の一の表中

一八、四〇〇円
一五、六〇〇円

を

一八、八八〇円
一六、〇〇〇円

に改め、

同表の二の表中

一九、五〇〇円
一八、四〇〇円

を

二〇、〇一〇円
一八、八八〇円

に改め、同表

の三の表を次のように改める。

三八表

学歴免許	初任給
大学院博士課程修了 (医大卒後の課程に限る。)	三三、八六〇円
大学院博士課程修了	二九、九一〇円
大学院修士課程修了	二二、四八〇円

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九

医療職給料表(初任給基準表)

学歴免許	初任給
大学院博士課程修了	四六、七一〇円
医大卒	三一、二九〇円
医専五卒	二五、一〇〇円
医専四卒	二三、三六〇円

注 初任給欄中「四六、七一〇円」とあるのは、昭和四十年四月一日から昭和四十一年九月三十日までの間にあつては、「四四、〇六〇円」と読み替えるものとする。

別表第十

医療職給料表(初任給基準表)

職種	学歴免許	初任給
歯科衛生士	新高四卒	一五、四八〇円
	短大卒	一六、〇〇〇円
	新高卒	一四、九六〇円
	旧中五卒	一四、四四〇円
その他	大学卒	一八、五八〇円
	短大卒	一六、〇〇〇円
新高卒	一四、四四〇円	

別表第十一の表中

一八、三〇〇円
一八、三〇〇円
一七、四〇〇円
一四、五〇〇円

を

一八、七九〇円
一八、七九〇円
一七、八七〇円
一四、八七〇円

に改め、

同表の注中「一八、三〇〇円」を「一八、七九〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、第九条の改正規定は昭和三十九年九月一日から、その他の改正規定は昭和四十年四月一日から適用する。

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年四月十三日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十七号

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則

暫定手当に関する規則(昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第十号)

の一部を次のように改正する。

第一条中「、第十六項及び第十七項」を「及び第十六項」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「附則第十七項」を「附則第十六項」に、

「四級地とされていた場合にあつては三、三級地とされていた場合にあつては二、二級地とされていた場合にあつては一」を「四級地とされていた場合にあつては二、三級地とされていた場合にあつては一」に改め、同条第一号中「別表第一」を「別表」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

別表

別表第一を別表とし、別表第二を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年四月十三日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十八号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

特別条例 第5条に規定する 退職手当の支給を 受けた者のその退職年月日	県を退職する日 の職務の等級							公安職給料表					
	行政職	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
昭23. 1. 1 から 23. 5. 31 まで	8.92	8.76	8.64	8.60	8.49	8.46	9.22	8.97	9.16	9.01	9.03	9.21	
昭23. 6. 1 から 23. 11. 30 まで	6.86	6.74	6.64	6.62	6.54	6.52	7.09	6.89	7.04	6.91	6.94	7.05	
昭23. 12. 1 から 25. 12. 31 まで	4.50	4.42	4.36	4.32	4.27	4.26	4.64	4.50	4.60	4.52	4.55	4.62	
昭26. 1. 30 から 26. 9. 30 まで	3.38	3.30	3.24	3.25	3.20	3.19	3.47	3.36	3.44	3.38	3.38	3.43	

昭26	10.1	から	2.76	2.70	2.66	2.67	2.61	2.61	2.86	2.74	2.82	2.75	2.77	2.83
昭27	10.31	から												
昭27	11.1	から	2.22	2.17	2.13	2.12	2.09	2.10	2.27	2.21	2.26	2.23	2.24	2.27
昭28	12.31	まで												
昭29	1.30	から	1.96	1.93	1.89	1.89	1.84	1.85	2.00	1.95	2.00	1.97	1.95	1.98
昭29	6.30	まで												

通 函

この通函は、公衆の目から隠れて、昭和四十年四月一日から翌年まで。

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和40年4月13日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和40年5月25日 午前9時

場所 鳥取市東町 鳥取県庁講堂

米子市角盤町2丁目 米子保健所大会議室

(2) 実地試験

日時 昭和40年6月21日 午前9時

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、理容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した理容師養成施設において、美容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した理容師養成施設において、美容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4カ月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師に必要な知識及び技能を修得した後1年以上実地習練を経たもの

あつては厚生大臣の指定した美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4カ月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師に必要な知識及び技能を修得した後1年以上実地習練を経たもの

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終つた者

(4) 理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年厚生省令第64号）附則第3項各号に、美容師試験受験者にあつては美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

4 出願方法

(1) 願書の提出期間

昭和40年4月28日から昭和40年5月12日まで（郵送のものについては、昭和40年5月12日までの消印のあるものは有効とす

る。)

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者は、所在地を管轄する保健所

イ 県外居住者は、鳥取市東町 鳥取県厚生部衛生課

(3) 提出書類

ア 受験願書 (別記様式によること。)

イ 履歴書 (最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なった場所及び期間を記載すること。)

ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ 実地習練を終了したことを証する書面

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ 写真 (出願前6月以内に撮影した名刺判、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

キ 写真 (出願前6月以内に撮影した名刺判、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

ク 写真 (出願前6月以内に撮影した名刺判、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

(4) 理容師法施行令 (昭和28年政令第232号) 第5条第4項又は美容師法施行令 (昭和32年政令第277号) 第2条第4項の規定により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類にかえて、知事の発行した理容師又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

5 試験手数料
(1) 試験手数料は、500円に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはりつけて納付すること (収入証紙に消印を押しないうと。)

(2) 納付した手数料は、還付しない。
6 試験場に持参するもの

(1) 学科試験

受験通知書、筆記用具及び昼食

(2) 実地試験

ア 受験通知書、昼食及び上ばき

イ 理容師試験を受ける者

ウ 白衣及び調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品等

エ 美容師試験を受ける者

オ 白衣及びコルパパーマネットウエアー等の施術上必要な器具、材料、化粧品及び応急薬品

カ 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、美容のモデルは、なるべく年令18才から30才までの者で髪に著しい癖のない者であること。

7 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、美容のモデルは、なるべく年令18才から30才までの者で髪に著しい癖のない者であること。

8 その他

(1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明の点がある場合は、所在地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。

(3) 文書による照会には、10円切手を同封すること。

(4) 試験に際しては、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(5) 試験について不明の点がある場合は、所在地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。

(6) 文書による照会には、10円切手を同封すること。

別記様式 (B列 5判)

理 容 師 (美 容 師) 受 験 願 書

本籍

住所 (番地及び〇〇方も記入すること。)

(ふりがな)

氏 名

年 月 日 生

理容師法第2条第1項 (美容師法第4条第1項) の規定による理容師 (美容師) 試験を受験いたしたいので、別紙関係書類を添えてお願いいたします。

昭 和 年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 石破二郎 殿

(注) 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地試験」と朱書すること。

宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号) 第11条の3第1項の規定により、宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施するので、宅地建物取引業法施行規則 (昭和32年建設省令第12号) 第10条第2項の規定により公告する。

昭和40年4月13日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験期日 昭和40年6月6日13時から15時まで

2 試験場所 鳥取市東町 鳥取西高等学校

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

正 誤

- 3 受験申込期間 昭和40年4月27日から5月10日まで
- 4 受験申込みの受付場所 鳥取県土木部建築課又は各土木出張所 (鳥取土木出張所を除く。)
- 5 その他詳細については、鳥取県土木部建築課又は各土木出張所 (鳥取土木出張所を除く。) に問い合わせてください。

昭和四十年四月一日付け鳥取県条例第二十四号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	課	正
四	下	終りから九	次条	第一百四条

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】